

5. 一般社団法人日本歯科医療管理学会理事長候補者選出規則

(目的)

第1条 本規則は定款第21条第2項に定める本会理事長候補者の選出について必要な事項を規定する。

(理事長候補者の資格)

第2条 本会の理事長候補者は、次に掲げる条件を満たす正会員とする。

- (1) 人格高潔であり、本会の発展に貢献できる者
- (2) 一般社団法人日本歯科医療管理学会の役員を経験した者

(理事長候補者の選出)

第3条 理事長候補者の選出は、次の各号の方法による。

- (1) 理事長候補者に立候補できる者は、前条に規定する資格を満たす正会員とする。
- (2) 前号に規定する正会員が理事長候補者に立候補する場合は、立候補者本人以外の正会員5名の推薦および本人の所信を添えて、所定の届出を行う。
- (3) 理事長候補者は、総会で代議員による投票を行い、有効投票数の過半数の得票者とする。なお、立候補者が1名である場合は、総会で代議員による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって理事長候補者とする。
- (4) 前号の代議員による投票で過半数の得票者がいない場合は、得票数上位2名を対象に、再度、代議員による投票を行い、上位の得票者を理事長候補者とする。なお、得票数が同数の場合は、抽選によって選出できる。
- (5) 第3号に規定する総会での投票により難しい場合は、理事会の決議によって、代議員による郵便投票に代えることができる。
- (6) 第2号の届出が期日までにない場合もしくは第3号の信任投票で信任が得られなかった場合については、理事会は選挙管理委員会に対し、理事長候補者の選出に関して所要の指示を行うことができる。

(選挙管理委員会の設置)

第4条 理事長候補者選出のため、本会に選挙管理委員会を置く。

2. 選挙管理委員会の定数は6名とする。
3. 選挙管理委員会の委員長は本会の総務担当の常務理事とする。他の委員は本会の理事及び監事を除く代議員から選出し理事長が委嘱する。
4. 選挙管理委員会は、理事長候補選出に関わる一連の事務を全て行う。

(本規則の改廃)

第5条 本規則は、理事会および総会の決議を経なければ改正または廃止することはできない。

(附則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。
2. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。